

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年8月16日(2024.8.16)

【公開番号】特開2024-101624(P2024-101624A)

【公開日】令和6年7月30日(2024.7.30)

【年通号数】公開公報(特許)2024-141

【出願番号】特願2023-5633(P2023-5633)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 1 B

A 6 3 F 5/04 6 9 9

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月7日(2024.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、遊技者の利便性を高めることを目的とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明の第1の実施態様に係る遊技機は、

30

操作手段(例えば、MAX BETボタン11X、1BETボタン12X、チャンスボタン33X、スタートレバー32X)と、

前記操作手段が配置された操作台座部(例えば、操作台座部10X)と、

前記操作台座部の天面に所定の突出部(例えば、メダル数表示ユニット34X)と、
を備え、

前記所定の突出部よりも奥側に壁部を有し、

前記所定の突出部は、

遊技機の奥側方向に向かって傾斜した所定面を有し、

前記壁部と前記所定面との間隔が広い部分(D5)において少なくとも1cm以上距離が空いている

40

ことを特徴とする。

また、前記壁部の手前に前記所定の突出部よりも低い段部(例えば、画面フレーム5X)を設けることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

この構成によれば、操作台座部の天面にスマートフォンなどを立てかけやすくなり、遊

50

技者の利便性を高めることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によれば、遊技者の利便性を高めることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

10

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作手段と、

前記操作手段が配置された操作台座部と、

前記操作台座部の天面に所定の突出部と、

を備え、

前記所定の突出部よりも奥側に壁部を有し、

前記所定の突出部は、

遊技機の奥側方向に向かって傾斜した所定面を有し、

前記壁部と前記所定面との間隔が広い部分において少なくとも1cm以上距離が空いてい
る

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記壁部の手前に前記所定の突出部よりも低い段部を設けることを特徴とする請求項1に
記載の遊技機。

20

30

40

50